

公 募

令和7年8月18日

分任契約担当官
福島森林管理署長 高木 鉄哉

下記の不用物品（公用車）の購入希望者を公募します。
申し込みされる方は、下記に従い別途交付する仕様書及び現物熟覧のうえ買受申込書により申し込み下さい。

記

1 物件の概要

物件番号1号

品 目 : スバル フォレスタ（福島300む7383）

走行距離 : 114,872km程度

所在地 : 福島県福島市野田町7-10-4 福島森林管理署

その他 : 現状渡し、リサイクル料金預託等の詳細については、「10 配布資料等」（1）仕様書のとおり

※森林管理署の現場作業に使用していたことから外観に傷やへこみ、内装に汚れがあります。

2 申込資格

- (1) 契約金額を現金で持参し納付できる者に限る。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条、第71条、国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条に該当しない者に限る。

3 申込期限及び申込先（問合せ先）

- (1) 申込期限 令和7年9月16日 13時00分
(ただし土・日曜、祝日を除く)
- (2) 申込先 福島森林管理署 総務グループ（経理担当）

4 申込方法

- (1) 「10 配布資料等」（3）の買受申込書（表裏面各A4版、または全体をA3版サイズに印刷したもの）に必要事項を記載（電話番号必須）の上、申込先迄、持参又は郵送にて提出すること。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて申込期限日の前日の17時迄に到着受付したものに限る。
- (3) 買受申込前に「10 配付資料等」（5）の関東森林管理局署等随意契約見積心

得及び暴力団排除に関する誓約事項を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとす。

- (4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込むこと。引き渡し後の返品は認めない。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしない。
- (6) 代理人が買受申込書を持参する場合は、「10 配布資料等」(3)の委任状を提出すること。

5 仕様書を交付する場所及び日時

- (1) 「配布資料等」からダウンロードすることもできる。
- (2) 場 所 福島県福島市野田町7-10-4
福島森林管理署 総務グループ(経理担当)
電話 024-535-0121
- (3) 日 時 令和7年8月18日～令和7年9月16日
8時30分～17時15分(ただし土・日曜、祝日を除く)

6 契約締結期限 契約者を決定した日の翌日から7日以内(行政機関の休日を含まない。)

7 代金納入期限 契約締結と同時に契約金額を福島森林管理署収入官吏に現金納入すること。

8 引き渡し及び名義変更等

- (1) 代金納入日より15日以内(祝・休日及び正午から午後1時を除く。)
- (2) 引き渡しの際には、「10 配布資料等」(4)の引き渡し注意書兼物品受領書に記名押印して引き渡し職員に提出すること。
- (3) 契約者は引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の掲載された書類を福島森林管理署長に提出すること。
- (4) 契約者は車両に福島森林管理署等を明示するステッカーや文字・マーク・柄等が標示しているので、車体のステッカー等を剥がし書かれている文字を早急に消去し、消去したことを証明する写真を福島森林管理署長へ提出すること。
- (5) 名義変更の費用等は契約者負担とする。

9 その他

- (1) 提出された買受申込書については、無効の扱いになる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」に記載のとおり。
- (2) 買受申込書に記載された金額が予定価格以上かつ最高金額のものと契約する。
- (3) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話で行う。
- (4) 買受人決定後に天災その他不可抗力により売払い物件に損害があった場合は、引き渡し前であっても契約者負担とする。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

- (6) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (7) 契約書の作成は、代金即納のため省略する。
- (8) インボイスの交付を希望する場合は物件引き渡し日以降に発行するので、その旨申し出ること。

10 配布資料等

- (1) 仕様書
- (2) 車検証・自賠責・リサイクル券（写し）
- (3) 買受申込書・委任状
- (4) 引き渡し注意書兼物品受領書
- (5) 関東森林管理局署等随意契約見積心得及び暴力団排除に関する誓約事項
- (6) 写真

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する網紀保持を目的として、農林水産省網記保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの網記保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページ<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>の「公売・入札情報」をご覧ください。